

令和5年度 教育委員会

(第12回定例会)

開催日 令和6年3月7日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和5年度3月定例教育委員会会議日程

日 時 令和6年3月7日(月)14:00～

場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(3月議事録：内田委員、飯田教育長職務代理)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - 報告第10号 教育長職務代理者の指名について
 - 議案第31号 「笛吹市補助金等交付規則の一部を改正する規則」及び「笛吹市団体に関する補助金等の適正化に関する規則を廃止する規則」による関係例規の一部改正について
 - 議案第32号 営繕担当新設による関係例規の一部改正について
 - 議案第33号 笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部改正について
 - 議案第34号 笛吹市学校給食費徴収規則の一部改正について
 - 議案第35号 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部改正について
 - 議案第36号 山廬施設の買取の検討について
 - 議案第37号 笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱について
 - 議案第38号 第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画(案)について
- 7 その他
- 8 閉会

【次回定例教育委員会】

令和6年4月8日(月)14:00～

笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

報告第10号（3月）

教育長職務代理者の指名について

教育総務課

報告第 10 号

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、

教育長職務代理者に次の者を指名する。

教育長職務代理者 高野 仁美

就 任 期 日 令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年 3 月 7 日

笛吹市教育委員会 教育長 望月 栄一

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育長)

第 13 条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその

指名する委員がその職務を行う。

議案第31号（3月）

「笛吹市補助金等交付規則の一部を改正する規則」及び「笛吹市団体に関する補助金等の適正化に関する規則を廃止する規則」による関係例規の一部改正について

教育総務課

議案第 31 号 「笛吹市補助金等交付規則の一部を改正する規則」及び「笛吹市団体に関する補助金等の適正化に関する規則を廃止する規則」による関係例規の一部改正について

1. 概要

補助金の交付に係る基本的な事項を定める例規は、総合政策部財政課が所掌し、次のとおり 2 つの規則がある。

- ① 笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)
- ② 笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成 16 年笛吹市規則第 48 号)

各課において、補助金交付のため①と②の両方を引用した例規を整備しており、財政課としては、一本化することにより体系的な事務執行に資することを目的に、規則①を一部改正し、規則②を廃止することとした。

今後、補助金交付のための基本的な考え方は、規則①に一本化することになった。

2. 教育委員会事務局における例規について

財政課の方針を受け、②の規則の廃止及び①の規則に一本化することに伴い、各課が所掌する補助金に関する例規について、廃止や一部改正等、次のとおりの対応とする。

1) 教育総務課

- ア. 笛吹市教育協議会活動費補助金交付要綱〔廃止に伴う改正、一括改正対応〕
- イ. 笛吹市立小中学校 PTA 連合会活動費補助金交付要綱〔廃止に伴う改正、一括改正対応〕

2) 学校教育課

- ア. 笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱〔一括改正対応〕
- イ. 笛吹市英語指導助手住居家賃補助金交付要綱〔廃止に伴う新規制定〕
- ウ. 笛吹市芦川地区児童通学バス定期券購入費補助金交付要綱〔廃止〕
- エ. 笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱〔一括改正対応〕

3) 生涯学習課

- ア. 笛吹市社会教育振興費補助金交付要綱〔廃止に伴う改正、一括改正対応〕
- イ. 笛吹市派遣交流事業参加者補助金交付要綱〔廃止〕
- ウ. 笛吹市社会体育振興費補助金交付要綱〔廃止に伴う改正、一括改正対応〕
- エ. 笛吹市桃の里マラソン大会補助金交付要綱〔廃止に伴う改正、一括改正対応〕
- オ. 笛吹市桃源郷春まつり全国ゲートボール大会補助金交付要綱〔廃止に伴う改正、一括改正対応〕

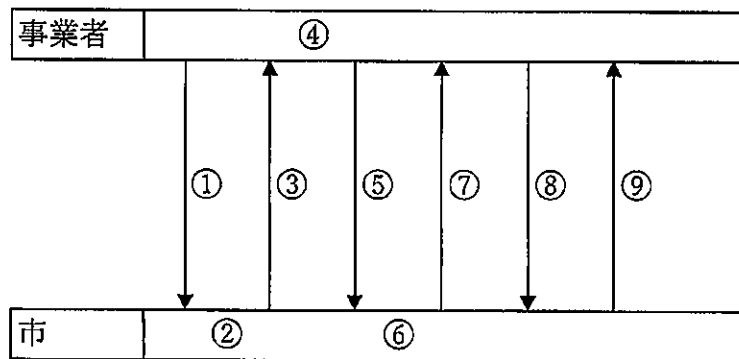
カ. 笛吹市体育芸術文化等県外大会出場費補助金交付要綱〔一括改正対応〕

キ. 笛吹市スポーツ講演会等開催補助金交付要綱〔一括改正対応〕

4) 文化財課

ア. 笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱〔一括改正対応〕

3. 補助金交付の流れ(統一した内容)



①補助金等交付申請

②書類等審査

③補助金等交付決定(交付決定通知書)

④補助事業執行

⑤実績報告(実績報告書)

⑥実績報告の審査

⑦補助金等の額の確定(額の確定通知)

⑧補助金等の請求(請求書)

⑨補助金等の支払い(口座振込)

議案第32号（3月）

営繕担当新設による関係例規の一部改正について

教育総務課

議案第 32 号 営繕担当新設による関係例規の一部改正について

1. 概要

現在、施設等の改修や改築、新設等を行う際は、各課が個別に設計や工事を行っており、市として一定の基準で設計や工事が執行されておらず、費用や工期等にバラツキが生まれている。

また、設計等の知識が乏しい職員は、他の課の知識が豊富な職員に相談したり、一部業務を依頼し、依頼された職員は事務分掌以外の仕事を行っている状況にある。

令和 6 年度における組織編制において、総務部管財課に営繕担当を新設することが決定し、市として一定の基準で設計や工事を行うことになった。

2. 教育委員会事務局における例規について

教育委員会が所管する施設(学校、社会教育施設、社会体育施設等)に関する設計業務や工事については、令和 6 年度から総務部管財課営繕担当と協力し、執行していくことになる。

また、教育総務課施設担当が「施設管理担当」に名称変更し、担当職員も減となる予定である(4 人→2 人)。

現在、教育総務課施設担当が所掌している社会教育施設や社会体育施設等の大規模工事に関することについては、それぞれ施設を所管する担当課の所掌事務とするため、次の例規を一部改正する。

併せて、新たに所掌事務が加わるもの、他課の所掌事務になるものも含めて、今回の一部改正で対応する。

1) 笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則(平成 16 年教育委員会規則第 4 号)

①教育総務課

ア. 担当の名称変更(施設担当→施設管理担当)

イ. 総務担当業務の一部が他課へ移管(子育てのための施設等利用給付に関すること)

ウ. 施設担当業務の一部が他課へ移管(社会教育施設及び社会体育施設に関する大規模改修や修繕に関すること)

エ. 施設担当の業務を追加(教育委員会関係施設の施設及び設備の営繕に関すること)

②学校教育課

ア. 学務担当業務の追加(中学校部活動の地域移行に関すること、学校の ICT 環境の整備及び ICT 教育の推進に関すること)

③生涯学習課

ア. 生涯学習担当業務の追加(社会教育施設の施設及び設備の営繕に関すること、

中学校部活動の地域移行に関すること)

イ. スポーツ推進担当業務の追加(社会体育施設の施設及び設備の営繕に関する
こと、中学校部活動の地域移行に関すること)

④文化財課

ア. 文化財担当業務の追加(文化施設の整備計画に関すること、文化施設の施設及
び設備の営繕に関すること)

2) 笛吹市教育委員会事務決裁規程(平成 16 年教育委員会訓令第 2 号)

笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正により、次の事項を課長
決裁案件として追加する。

①教育総務課：学校施設の維持管理に関すること

②生涯学習課：中学校部活動の地域移行に関すること

① 笛吹市教育委員会事務局の組織に関する規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第4号)新旧対照表

改正案	現行												
<p>(課及び担当)</p> <p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1" data-bbox="547 1144 732 1984"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務担当 施設管理担当 学校給食担当</td> </tr> <tr> <td>学校教育課～図書館(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 課における担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>総務担当</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>施設管理担当</p>	課	担当	教育総務課	総務担当 施設管理担当 学校給食担当	学校教育課～図書館(略)	(略)	<p>(課及び担当)</p> <p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1" data-bbox="547 293 732 1122"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務担当 施設担当 学校給食担当</td> </tr> <tr> <td>学校教育課～図書館(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 課における担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>総務担当</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>子育てのための施設等利用給付に関すること。</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>公会計化等に関すること。</u></p> <p>施設担当</p>	課	担当	教育総務課	総務担当 施設担当 学校給食担当	学校教育課～図書館(略)	(略)
課	担当												
教育総務課	総務担当 施設管理担当 学校給食担当												
学校教育課～図書館(略)	(略)												
課	担当												
教育総務課	総務担当 施設担当 学校給食担当												
学校教育課～図書館(略)	(略)												

(1)～(5) (略)

(6) 教育委員会関係 施設の施設及び設備の営繕に関すること。

学校教育課

学務担当

(1)～(19) (略)

(20) 中学校部活動の地域移行に関すること。

(21) 学校のICT環境の整備及びICT教育の推進に関すること。

生涯学習課

生涯学習担当

(1)～(15) (略)

(16) 社会教育施設の施設及び設備の営繕に関すること。

(17) (略)

(18) (略)

(19) 中学校部活動の地域移行に関すること。

(20) (略)

(21) (略)

スポーツ推進担当

(1)～(5) (略)

(6) 社会教育施設及び社会体育施設の施設・設備の新設、改築及び大規模な改修に関すること。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の施設・設備の修繕に関すること。

(8) 教育委員会関係の施設 営繕に関すること。

学校教育課

学務担当

(1)～(19) (略)

〔新設〕

〔新設〕

生涯学習課

生涯学習担当

(1)～(15) (略)

〔新設〕

(16) (略)

(17) (略)

〔新設〕

(18) (略)

(19) (略)

スポーツ推進担当

(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)
<u>(12)</u> <u>社会体育施設の施設及び設備の営繕に関すること。</u>	[新設]
<u>(13)</u> (略)	<u>(12)</u> (略)
<u>(14)</u> (略)	<u>(13)</u> (略)
<u>(15)</u> (略)	<u>(14)</u> (略)
<u>(16)</u> <u>中学校部活動の地域移行に関すること。</u>	[新設]
<u>(17)</u> (略)	<u>(15)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
文化財課	文化財課
文化財担当	文化財担当
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(5)</u> <u>文化施設の整備計画に関すること。</u>	[新設]
<u>(6)</u> <u>文化施設の施設及び設備の営繕に関すること。</u>	[新設]
<u>(7)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)

②笛吹市教育委員会事務決裁規程(平成16年笛吹市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

改正案		現行								
別表第2(第8条、第9条関係) 教育部長以下の個別決定事案 教育総務課		別表第2(第8条、第9条関係) 教育部長以下の個別決定事案 教育総務課								
決定事項	決定区分	教育部長	課長	支所長	備考	決定区分	教育部長	課長	支所長	備考
1～13 (略)						決定事項				
14 学校施設の維持管理に 関すること。		○				1～13 (略)				
生涯学習課		生涯学習課								
1 社会教育に関する事項 (1)～(7) (略)						1 社会教育に関する事項 (1)～(7) (略)				
(8) 中学校部活動の地域 移行に関すること。		○				[新設]				
2 スポーツ振興に関するこ と						2 スポーツ振興に関するこ と				
(1)～(5) (略)						(1)～(5) (略)				
(6) 中学校部活動の地域 移行に関すること。		○				[新設]				

議案第33号（3月）

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部改正について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 教育総務課

題名	(令和 5 年 笛吹市告示第 100 号) 笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱
趣旨目的	①食料品等の価格高騰の影響を踏まえ、義務教育諸学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、令和 6 年度の学校給食等の昼食に要する費用に対し補助金を交付することに伴い、所要の改正を行う。 ②本要綱において準用している笛吹市補助金等交付規則が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
概要	①補助金の交付期間を 1 年間延長するため、本則、附則及び様式中の補助金交付に係る期日等を令和 6 年度の期日に改める。 ②改正後の笛吹市補助金等交付規則に対応するため、額の確定及び不交付決定に関する条文及び様式を追加する。
経過	①令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで学校給食費を無償化し、義務教育諸学校に通う児童生徒の昼食に要する費用を負担する保護者に対して補助金を交付している。令和 6 年 2 月 1 日の懸案協議において、令和 6 年度の学校給食費の無償化が決定され、補助金の交付についても決定された。 ②令和 5 年 12 月 20 日付け笛財第 1132 号「補助金等に係る要綱の改正について(依頼)」において、要綱の改正について依頼があった。
関係法令	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号) 笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)
予算措置	令和 6 年度当初予算計上 (19,445 千円)
その他	

笛吹市告示第 号

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金
交付要綱の一部を改正する要綱

笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱
(令和 5 年笛吹市告示第 100 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」を「令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」に改める。

第 5 条第 1 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項中「令和 5 年 4 月」を「令和 6 年 4 月」に、「令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月まで」を「令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月まで」に、「令和 5 年 10 月 31 日」を「令和 6 年 10 月 31 日」に、「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

第 6 条を次のように改める。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請(請求)書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第 2 号)により、不適当と認めるときは義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

附則第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

様式第 1 号中「令和 5 年 10 月 31 日(令和 5 年 4 月から同年 9 月分まで)」を「令和 6 年 10 月 31 日(令和 6 年 4 月から同年 9 月分まで)」に、「令和 6 年 3 月 31 日(令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月分まで)」を「令和 7 年 3 月 31 日(令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月分まで)」に、「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

様式第 2 号中「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付決定通知書」を「義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付決定通知書兼額確定通知書」に、「決定したので」を「決定し、併せて

その額を確定したので」に、「補助金交付決定額」を「補助金交付確定額」に改める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
価格高騰対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請(請求)のあった義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金について、笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に保護者が負担すべき学校給食費等の額とし、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、保護者が国若しくは市又はその他地方公共団体から学校給食費等の全部又は一部の扶助、補助又は援助を受けた場合には、当該扶助等の金額を差し引いた額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする児童生徒の保護者は、義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付申請(請求)書(様式第1号)に、児童生徒が通学する学校の校長の喫食証明を受け、令和7年3月31日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、令和6年4月から同年9月分までの喫食分を前期として、令和6年10月から令和7年3月までの喫食分を後期として、分けて申請することができる。この場合において、前期の申請期限は令和6年10月31日まで、後期の申請期限は令和7年3月31日までとする。 <u>(補助金の交付決定等)</u></p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請(請求)書の提出があったときは、</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に保護者が負担すべき学校給食費等の額とし、次の各号に掲げる保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、保護者が国若しくは市又はその他地方公共団体から学校給食費等の全部又は一部の扶助、補助又は援助を受けた場合には、当該扶助等の金額を差し引いた額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする児童生徒の保護者は、義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付申請(請求)書(様式第1号)に、児童生徒が通学する学校の校長の喫食証明を受け、令和6年3月31日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、令和5年4月から同年9月分までの喫食分を前期として、令和5年10月から令和6年3月までの喫食分を後期として、分けて申請することができる。この場合において、前期の申請期限は令和5年10月31日まで、後期の申請期限は令和6年3月31日までとする。 <u>(補助金の交付決定)</u></p> <p>第6条 市長は、前条の規定による申請(請求)書の提出があったときは、</p>

その内容を審査し、適当と認めるときは義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

附 則

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請した保護者に通知するものとする。

附 則

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

(新)

様式第1号(第5条関係)

(表)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者(保護者)

住所

氏名

電話番号

義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
価格高騰対策補助金交付申請(請求)書

義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金の交付を受けたいので、笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請(請求)します。

- 1 交付申請(請求)額 円
(下記内訳の実費分(C)の金額に同じ。)
- 2 児童又は生徒名

- 3 内訳 1食の上限は、小学校等児童290円、中学校等生徒330円

期間	年 月 日から		年 月 日まで	
期間中の支払額(A)	1食	円 ×	回 =	円
扶助、補助又は援助の額(B)	円	実費分(C) (A-B)		円

裏面に補助金振込口座情報の記入欄がありますので必ずご確認ください。

下の欄は学校が証明するので、保護者は記入しないでください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校

校長



(新)

(裏)

- 4 補助金振込口座 口座名義人は、保護者(申請者)と同一であること。

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

口座情報が分かる通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

- 5 申請期限

- (1) 前期後期に分けて申請(請求)する場合

前期 令和6年10月31日(令和6年4月から同年9月分まで)

後期 令和7年3月31日(令和6年10月から令和7年3月分まで)

- (2) 一括申請(請求)する場合

令和7年3月31日

(旧)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(表)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 (保護者)

住所

氏名

電話番号

義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
価格高騰対策補助金交付申請 (請求) 書

義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金の交付を受けたい
ので、笛吹市義務教育諸学校児童生徒学校給食費等価格高騰対策補助金交付要
綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請 (請求) します。

1 交付申請 (請求) 額 円
(下記内訳の実費分 (C) の金額に同じ。)

2 児童又は生徒名

3 内訳 1 食の上限は、小学校等児童 290 円、中学校等生徒 330 円

期間	年 月 日から		年 月 日まで	
期間中の支払額 (A)	1 食	円 ×	回 =	円
扶助、補助又は援 助の額 (B)	円	実費分 (C) (A - B)		円

裏面に補助金振込口座情報の記入欄がありますので必ずご確認ください。

下の欄は学校が証明するので、保護者は記入しないでください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校

校長

印

(旧)

(裏)

- 4 補助金振込口座 口座名義人は、保護者(申請者)と同一であること。

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

口座情報が分かる通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

- 5 申請期限

- (1) 前期後期に分けて申請(請求)する場合

前期 令和5年10月31日(令和5年4月から同年9月分まで)

後期 令和6年3月31日(令和5年10月から令和6年3月分まで)

- (2) 一括申請(請求)する場合

令和6年3月31日

(新)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長

印

**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
価格高騰対策補助金交付決定通知書兼額確定通知書**

年 月 日付で交付申請 (請求) のあった義務教育諸学校児童生徒
学校給食費等価格高騰対策補助金について、笛吹市義務教育諸学校児童生徒学
校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり補助
金の交付を**決定し、併せてその額を確定したので**通知します。

補助金交付確定額

円

(旧)

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日
号

様

笛吹市長

印

**義務教育諸学校児童生徒学校給食費等
価格高騰対策補助金交付決定通知書**

年 月 日付で交付申請(請求)のあった義務教育諸学校児童生徒
学校給食費等価格高騰対策補助金について、笛吹市義務教育諸学校児童生徒学
校給食費等価格高騰対策補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助
金の交付を**決定したので**通知します。

補助金交付決定額

円

議案第34号（3月）

笛吹市学校給食費徴収規則の一部改正
について

教育総務課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 教育総務課

題名	(令和3年 笛吹市規則第17号) 笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
趣旨目的	食料品等の価格高騰の影響を踏まえ、市立小中学校に在学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、令和6年度の学校給食費を無償とすることに伴い、所要の改正を行う。
概要	学校給食費を無償とする期間を1年間延長するため、附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。
経過	令和4年10月1日から令和6年3月31日までの学校給食費を無償化している。令和6年2月1日の懸案協議において、令和6年度の学校給食費の無償化が決定された。
関係法令	学校教育法(昭和22年法律第26号) 学校給食法(昭和29年法律第160号)
予算措置	令和6年度当初予算計上 まちづくり基金から278,741千円を充当
その他	

笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市長

笛吹市規則第 号

笛吹市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

笛吹市学校給食費徴収規則(令和 3 年笛吹市規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

笛吹市学校給食費徴収規則(令和3年笛吹市規則第17号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (食料品等の価格高騰に伴う徴収の特例措置)</p> <p>3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間の児童等の学校給食費は、第5条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。</p>	<p>附 則 (食料品等の価格高騰に伴う徴収の特例措置)</p> <p>3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の児童等の学校給食費は、第5条第1項の規定にかかわらず、徴収しない。</p>

議案第35号（3月）

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会
生徒出場費補助金交付要綱の一部改正
について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和 3 年 笛吹市告示第 157 号) 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
趣旨目的	①関東中学校体育連盟又は日本中学校体育連盟が主催ではない種目に出場する生徒も補助金交付の対象とできる内容とするため、所要の改正を行う。 ②笛吹市補助金等交付規則の改正に伴い、所要の改正を行う。
概要	①第 2 条第 1 号の規定を、関東中学校体育連盟又は日本中学校体育連盟が主催ではない種目に出場する生徒に対しても補助金を交付できるよう、内容の改正を行う。 ②現行の要綱が笛吹市補助金等交付規則を引用していたため、改正後の同規則に対応できるよう、内容の改正を行う。
経過	①現行の要綱では、主催が関東中学校体育連盟又は日本中学校体育連盟ではない種目に出場する生徒には補助金を交付することができないため、県大会を勝ち抜いて県代表となった生徒全員に対し同じように補助金を交付することができるよう要綱を改正することとなった。 ②令和 5 年 12 月 20 日付け笛財第 1132 号「補助金等に係る要綱の改正について(依頼)」において、要綱の改正について依頼があった。
関係法令	笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱 (平成 17 年笛吹市教育委員会告示第 9 号) 笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)
予算措置	令和 6 年度当初予算計上 (2,601 千円)
その他	

笛吹市告示第 号

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱
の一部を改正する要綱

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱(令和3年
笛吹市告示第157号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、大会の次に「又はその連盟
に加盟していない競技については、山梨県小中学校体育連盟が主催する大会を
経て県代表として選抜されて出場する上位大会」を加え、同条第2号中「で、
市長が適当と認めるもの」を削る。

第12条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、当該確定
額を超える補助金が既に交付されているときは、笛吹市立中学校関東大会及
び全国大会生徒出場費補助金超過交付分返還通知書(様式第11号)により、期
限を定めて交付決定を受けた校長に返還を命ずるものとする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、校長が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと
き又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、当該補助金の交付
決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しく
は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したと
きは、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付決定取消
通知書(様式第12号)により、交付決定団体に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に
交付した補助金があるときは、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出
場費補助金返還命令書(様式第13号)により補助金の全部又は一部の返還を
命ずるものとする。

様式第2号中「1 交付申請書」を「1 交付申請額」に改める。

様式第10号の次に次の3様式を加える。

様式第 11 号 (第 12 条関係)

第 年 月 日 号

笛吹市立 中学校 様
校長

笛吹市長



笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒
出場費補助金超過交付分返還通知書

年 月 日付け 第 号で補助金額を確定した笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金について、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり既に交付した補助金の返還を命じます。

- | | |
|---------|---|
| 1 既交付額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 返還額 | 円 |

様式第12号(第13条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立 中学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立中学校関東大会及び全国大会
生徒出場費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定取消年月日

年 月 日

2 交付確定額

円

3 取消後の交付確定額

円

4 取消しの理由

様式第13号(第13条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立 中学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した笛吹市立
中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金について、笛吹市立中学校関東
大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第13条第3項の規定により、次のと
おり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額

円

3 返還すべき補助金の額

円

4 返還金の納期限

年 月 日

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

改正案	現行
<p>(補助対象大会)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げる大会で教職員が引率する大会とする。</p> <p>(1) 運動部は、関東中学校校体育連盟若しくは日本中学校校体育連盟が主催する大会又はその連盟に加盟していない競技については、山梨県小中学校校体育連盟が主催する大会を経て県代表として選抜されて出場する上位大会</p> <p>(2) 文化部は、県代表として選考され出場する資格を得た文部科学省又は都道府県教育委員会が主催又は後援する大会</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、当該確定額を超える補助金が既に交付されているときは、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金超過交付分返還通知書(様式第11号)により、期限を定めて交付決定を受けた校長に返還を命ずるものとする。</p> <p>[交付決定の取消し及び返還]</p> <p>第13条 市長は、校長が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受</p>	<p>(補助対象大会)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げる大会で教職員が引率する大会とする。</p> <p>(1) 運動部は、関東中学校校体育連盟又は日本中学校校体育連盟が主催する大会</p> <p>(2) 文化部は、県代表として選考され出場する資格を得た文部科学省又は都道府県教育委員会が主催又は後援する大会で、市長が適当と認めるもの</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 校長は、実績報告書を提出した場合において、本来交付を受けべき補助金の額を上回る額の補助金が交付されているときは、速やかにその差額を精算し、これを市長に返還しなければならない。</p> <p>[新設]</p>

けたとき又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、交付決定団体に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金返還命令書(様式第13号)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 (略)

(その他)

第13条 (略)

(新)

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校関東大会及び全国
大会生徒出場費補助金交付申請書

次のとおり笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金の交付を受けたいので、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 大会要項等の写し
- (3) 大会要項等の規定による選手等名簿の写し

(旧)

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校関東大会及び全国
大会生徒出場費補助金交付申請書

次のとおり笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金の交付を受けたいので、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請書

円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 大会要項等の写し
- (3) 大会要項等の規定による選手等名簿の写し

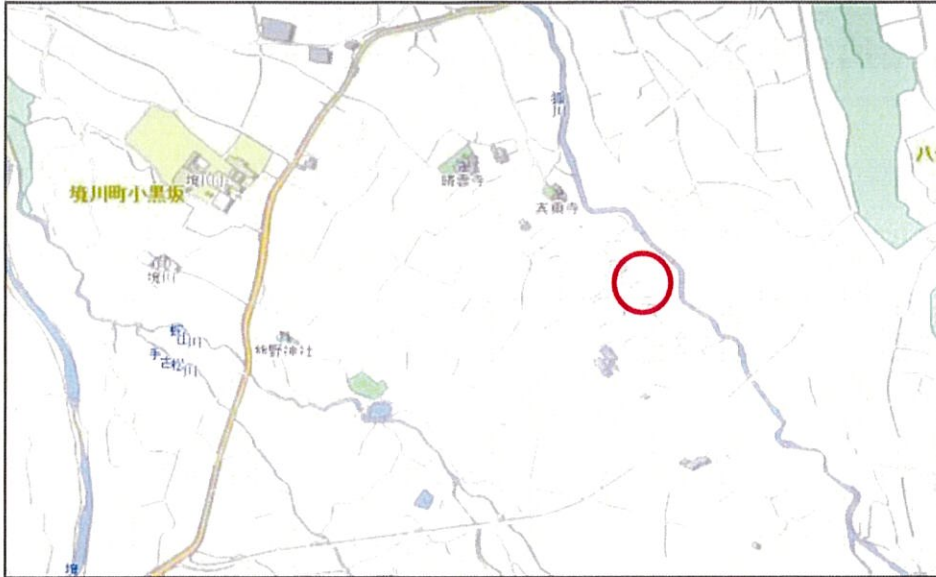
議案第36号（3月）

山廬施設の買取の検討について

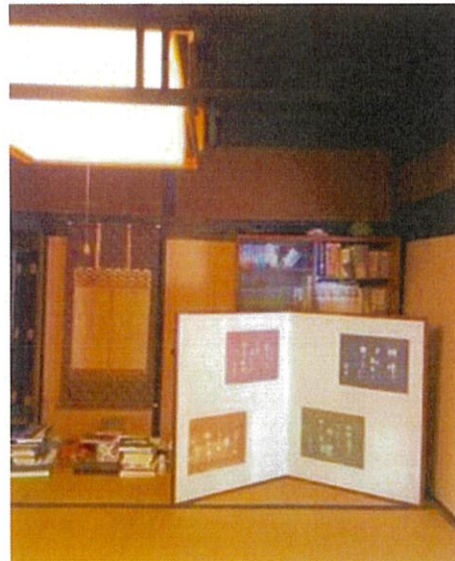
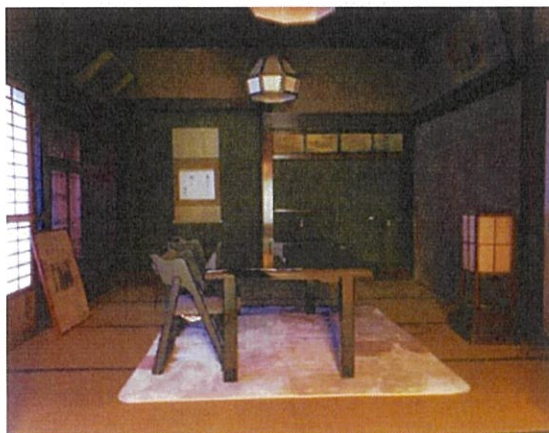
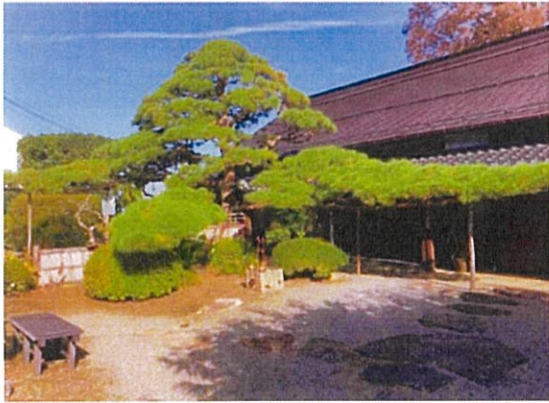
生涯学習課

山廬の施設について

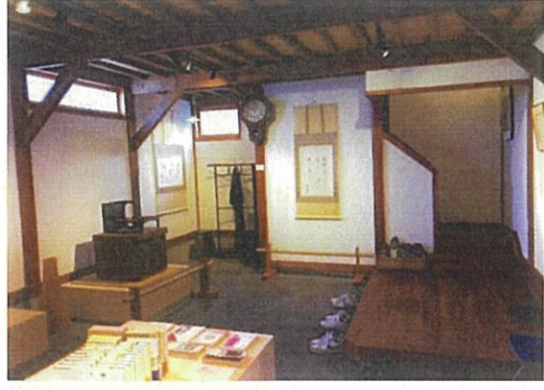
1 山廬の場所及び外観



山廬(境川町小黒坂270)



俳諧堂(境川町小黒坂268-1)

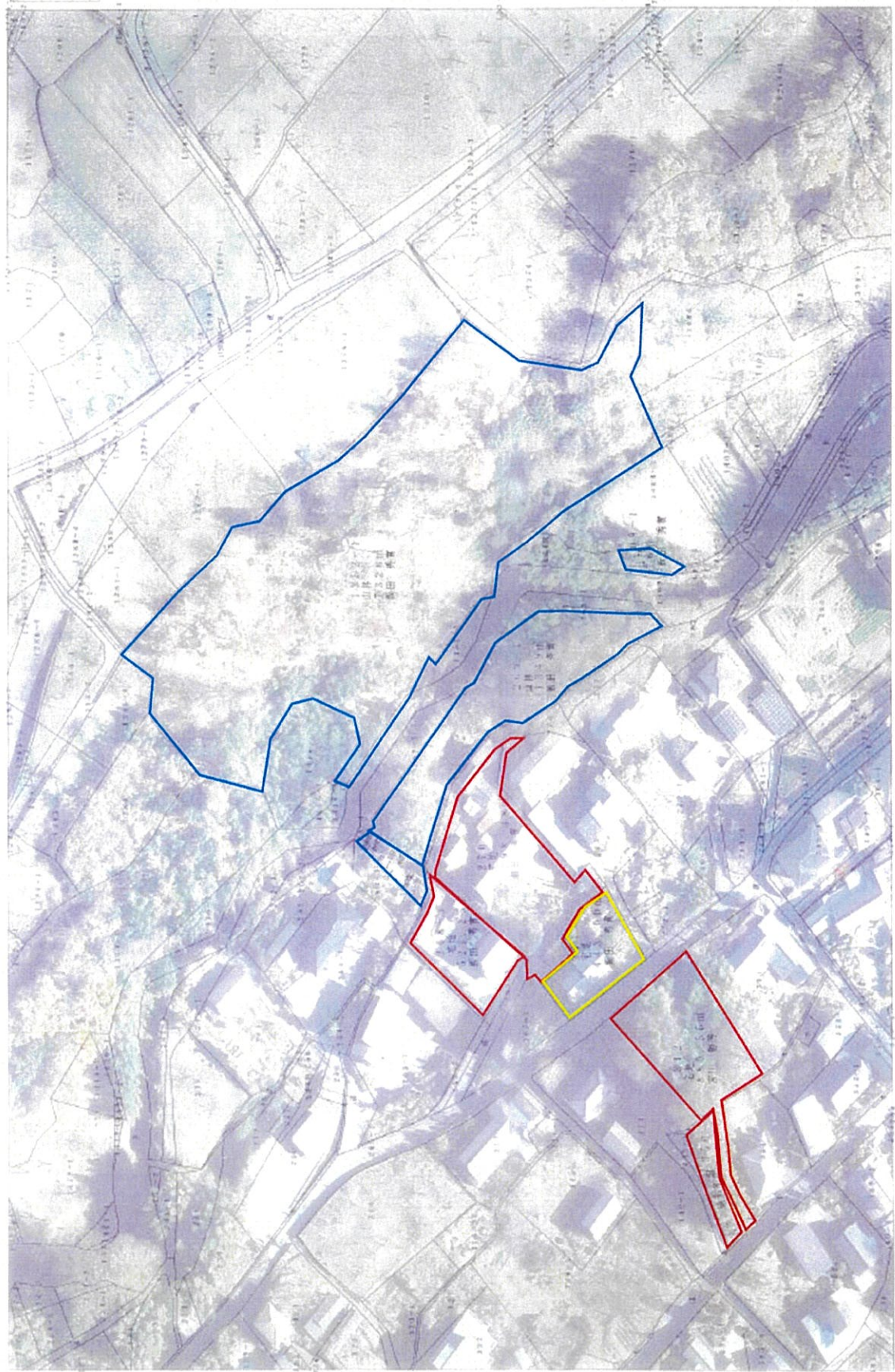


山廬周辺航空写真(該当土地の区画線入り)
赤枠：施設の買上げ検討対象土地

黄枠：飯田氏の自宅
青枠：後山及び竹林

集成図

1:1000



議案第37号（3月）

笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費
補助金交付要綱の一部改正について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 文化財課

<p>題名</p>	<p>(令和 年 笛吹市告示第 号) 笛吹市無形民俗文化財保存活動費補助金交付要綱</p>
<p>趣旨目的</p>	<p>伝統文化の継承を図るため、市内において活動する無形民俗文化財保存団体の活動及び運営に要する経費の一部に対して補助金を交付することに伴い、要綱を新たに制定する。</p>
<p>概要</p>	<p>現行要綱が笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則を引用していたため、笛吹市補助金等交付規則に対応した要綱を制定する。 また、令和 5 年 12 月に笛吹川石和鵜飼を笛吹市無形民俗文化財に指定したため、補助対象団体に笛吹川石和鵜飼保存会を追加する。</p> <p>1 対象団体 山梨岡神社太々神楽舞子、美和神社太々神楽保存会、永井天神社神楽保存会、寺尾神楽師会、東原和歌囃子保存会、米倉人形三番叟保存会、笛吹川石和鵜飼保存会</p> <p>2 補助金の額 対象経費の 2 分の 1 以内とし、40,000 円を限度とする。</p>
<p>経過</p>	<p>市が交付する補助金等の事務処理の合理化と予算執行の適正化を図るため、「笛吹市補助金等交付規則の一部を改正する規則(令和 5 年笛吹市規則第 30 号)」、「笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則を廃止する規則(令和 5 年笛吹市規則第 31 号)」が令和 5 年 12 月 18 日に公布され、令和 5 年 12 月 20 日付笛財第 1132 号「補助金等に係る要綱の改正について(依頼)」で要綱を改正することが依頼された。</p>
<p>関係法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年 10 月 12 日規則第 47 号)</p>
<p>予算措置</p>	<p>令和 5 年度当初予算 240 千円 令和 6 年度当初予算 280 千円計上</p>
<p>その他</p>	<p>なし</p>

笛吹市告示第 号

笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統文化の継承を図るため、市内において活動する無形民俗文化財保存団体の活動及び運営に要する経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 無形民俗文化財の伝承及び後継者育成に資する事業
- (2) 無形民俗文化財を通じ地域の産業振興に資する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(補助金の交付対象経費等)

第4条 補助金の交付対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約又は規程の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは無形民俗文化財保存団体

活動費補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった対象団体に通知するものとする。

- 2 市長は、適正な補助金の交付を行うために必要があるときは、条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付申請の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた対象団体(以下「交付決定団体」という。)は、交付決定を受けた対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、無形民俗文化財保存団体活動費補助金変更承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは無形民俗文化財保存団体活動費補助金変更承認通知書(様式第5号)により、不適当と認めるときは無形民俗文化財保存団体活動費補助金変更不承認通知書(様式第6号)によりその理由を付して、交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、無形民俗文化財保存団体活動費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業実施報告書
- (3) 補助事業の経過又は成果を証する写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、交付決定団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、当該確定額が既に交付されているときは、無形民俗文化財保存団体活動費補助金超過交付分返還通知書(様式第9号)により、期限を定めて交付決定者に返還を命ずるものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 交付決定団体は、前条第1項の規定による補助金額確定の通知を受け

たときは、無形民俗文化財保存団体活動費補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、交付決定団体が指定する金融機関の口座に振込の方法により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定団体が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、交付決定団体に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、無形民俗文化財保存団体活動費補助金返還命令書(様式第12号)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

第12条 市長は、特に必要と認めるときは、第7条第1項の規定による補助金の交付決定の後に、概算払することができる。

- 2 交付決定団体は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、無形民俗文化財保存団体活動費補助金概算払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第2条、第3条及び第4条関係)

対象団体	対象経費	摘要	補助率及び
------	------	----	-------

			補助限度額
山梨岡神社 太々神楽舞 子、美和神社 太々神楽保存 会、永井天神 社神楽保存 会、寺尾神楽 師会、東原和 歌囃子保存 会、米倉人形 三番叟保存 会、笛吹川石 和鶺鴒保存会	報償費	外部講師謝礼	対象経費の2分 の1以内(国、県 及び他の補助制 度が当該事業の 対象となってい る場合は、当該 事業に要する経 費から補助金の 額を差し引いた 額の2分の1以 内)の額とし、 40,000円を限度 とする。この場 合において、そ の額に100円未 満の端数がある ときは、これを 切り捨てるもの とする。
	消耗品費	保存活動に要する消耗品	
	燃料費	保存活動に要する燃料費	
	印刷製本費	ポスター・パンフレット	
	修繕料	用具・衣装の修繕料	
	通信運搬費	保存活動に要する通信運 搬費	
	手数料	保存活動に要する手数料	
	保険料	傷害保険料	
	委託料	映像等の記録作成委託料	
	使用料及び 賃借料	運搬車両、音響・照明機 器等	
備品購入費	無形民俗文化財に係る用 具、衣装等		

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付申請書

次のとおり地域猫活動支援事業補助金の交付を受けたいので、笛吹市地域猫活動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 文化財の名称

2 交付申請額

円

3 保存団体の概要

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の目的
- (3) 組織人員
- (4) 組織構成の区域

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約又は規程の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった無形民俗文化財保存団体活動費補助金について、笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額

円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付決定を受けた対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を第9条第1項の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (3) 笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第11条第1項に該当する認めるときは、補助金等の全部又は一部を返還させること。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財保存団体活動費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった無形民俗文化財保存団体活動費補助金について、笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

無形民俗文化財保存団体活動費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった無形民俗文化財保存団体活動費補助金について、次のとおり変更したいので、笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定額

円

2 変更後の額

円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財保存団体活動費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった無形民俗文化財保存団体活動費補助金について、笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第7条第2項の規定により次のとおり承認したので通知します。

変更後の交付決定額

円

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財保存団体活動費補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった無形民俗文化財保存団体活動費補助金について、笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり変更を不承認としたので通知します。

不承認の理由

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

報告者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

無形民俗文化財保存団体活動費補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

1 文化財の名称

2 交付決定額

円

3 補助金額

円

4 添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 事業実施報告書
- (3) 補助事業の経過又は成果を証する写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった無形民俗文化財保存団体活動費補助金について、笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額

円

様式第9号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財保存団体活動費補助金超過交付分返還通知書

年 月 日付け 第 号で補助金額を確定した無形民俗文化財保存団体活動費補助金について、笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり既に交付した補助金の返還を命じます。

- | | |
|---------|-------|
| 1 既交付額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |
| 3 返還額 | 円 |
| 4 返還期限 | 年 月 日 |

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

請求者 所在地
団体名
代表者名
連絡先

無形民俗文化財保存団体活動費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあった無形民俗文化財保存活動費補助金について、笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

様式第11号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した無形民俗文化財保存団体活動費補助金額について、(全部・一部)を取り消したので、無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定取消年月日

年 月 日

2 交付確定額

円

3 取消後の交付確定額

円

様式第12号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



無形民俗文化財保存団体活動費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した無形民俗文化財保存団体活動費補助金について、無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額

円

3 返還すべき補助金の額

円

4 返還金の納期限

年 月 日

様式第13号(第12条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地

団体名

代表者名

連絡先

印

無形民俗文化財保存団体活動費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった無形民俗文化財保存活動費補助金について、笛吹市無形民俗文化財保存団体活動費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額

円

2 請求額

円

3 概算払の理由

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

議案第38号 (3月)

第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画(案)について

※別添資料

図書館

第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画

2024(令和6)年3月
笛吹市教育委員会

第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律第二条）です。そして、この読書活動を地域全体が一体となり推進していくことが極めて重要です。

さて、国においては、平成12年の「子ども読書年」を契機に、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、その後も、見直しが行われています。山梨県は、平成17年に「山梨県子ども読書活動推進実施計画」を策定し、令和4年3月に「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画改訂版」を作成しました。

これらを受け、本市においては、平成22年4月に「笛吹市子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成31年に2次の改訂を行いました。具体的な取組の一つである「学校等における子どもの読書活動の推進」では、全校一斉読書や読み聞かせ活動、本の紹介コミュニケーションゲームであるビブリオバトルなど、読書活動推進に関わる取組が数多くなされてきています。その結果、平成22年の計画策定以降、「朝の読書大賞」や「文部科学大臣表彰」を受賞した学校もあり、取組の成果が結果として表れています。

一方、情報技術の進展により、情報端末機器を活用し、最新の情報を得ることが容易にできるようになりました。こうした社会情勢の変化は、若年層を中心とした読書離れに拍車をかけています。

しかし、変化の激しい現代社会にあっても、読書活動の本質は変わるものではありません。第二次笛吹市総合計画や笛吹市教育大綱において、読書環境の充実や読書文化の醸成を掲げ、生涯学習の視点から子供から大人に至るまで多世代の読書活動を奨励しています。読書活動をより活性化させるための一つの拠り所となるのが、第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画です。本市の子どもたちが読書活動を通して心豊かに成長できるよう、地域の子どもの成長を地域が連携して支える体制づくり、人づくりを目指しながら、読書活動を推進してまいりたいと思います。この計画が、笛吹市の未来を担うすべての子どもたちの読書活動推進の基盤となることを願っています。

結びにアンケートにご協力をいただいた皆さん、そしてご尽力を賜りました計画策定委員をはじめ関係各位に心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

笛吹市教育委員会 教育長 望月 栄一

目 次

第1章 第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって	1
1 推進計画策定の背景	1
2 子どもの読書活動の現状と課題	3
第2章 第三次推進計画について	5
1 計画の位置付け	5
2 計画の目的	5
3 計画の目標	5
4 計画の期間	5
5 SDGsとの関係	6
6 「第三次笛吹市子どもの読書推進計画」の体系	7
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組	8
1 「家庭」における子どもの読書活動の推進	8
2 「地域」における子どもの読書活動の推進	10
3 「学校等」における子どもの読書活動の推進	12
4 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進	14
参考資料	
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	16
2 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱	18
3 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿	19
4 「笛吹市子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察	20
5 「笛吹市学校における子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察	23

第1章 第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 推進計画策定の背景

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律^{※1}」第2条）です。

乳幼児期の読み聞かせ体験は言葉を学ぶだけでなく、保護者の声や抱かれた肌のぬくもりを通して愛情を感じ取り情緒の安定を得るとともに、その楽しさを読み手と共有することで、非言語のコミュニケーション能力を身に付けていく効果を持ちます。成長につれ、子どもは物語の中の主人公と自分を重ねて楽しむ読書から、主人公と自分を分け、物語を客観的に見つめる読書ができるようになります。やがて、読書体験と自分の実体験とを照らし合わせ、比較し、重ねたりすることで、自分の知識や経験が社会の中でどのような意味を持つのか等を理解するようになっていきます。

こうした、非常に重要な意義を持つ子どもの読書活動について、社会全体で子どもの読書活動を推進していこうとする取組が始まり、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。これを受け、平成14年8月に国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、平成20年3月に「第二次基本計画」、平成25年5月に「第三次基本計画」、平成30年4月に「第四次基本計画」、令和5年3月には「第五次基本計画」が策定されました。

国の「第五次基本計画」では、基本的方針として①不読率^{※2}の低減、特に高校生の不読率について主体的に読書に興味・関心を持てるような取組の推進、②多様な子どもたちへの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書活動の整備、④子どもの視点にたった読書活動の推進が示され、都道府県及び市町村において、子どもの読書活動の推進が、家庭、地域、学校を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な環境及び体制を整備することが求められています。

国の動きを受け、山梨県では平成17年3月に「山梨県子ども読書活動推進実施計画」（以下、「実施計画」という。）が、平成24年3月には「第2次実施計画」、平成29年3月に「第3次実施計画」が策定されました。令和4年3月には、コロナの影響により計画どおりの

※1 子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした法律。ここでいう「子ども」とは概ね18歳以下の者をいう。

※2 1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合。高校生の不読率は、小・中学生に比して、高い状況が続いている。また、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁でないと考えられている。

活動が行えなかったことにより、計画期間を2年延長する改訂版が作成されました。

笛吹市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、平成22年4月に「笛吹市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第一次推進計画」という。）を策定しました。この「第一次推進計画」は、本市における子どもの読書活動に関する環境整備を推進するための方向性を示すものです。

今回、本市における子どもの読書環境の更なる整備を図るため、国の「第五次基本計画」及び、県の「第3次実施計画」改定を踏まえつつ、「第三次推進計画」を策定いたしました。

この推進計画では、「第二次笛吹市総合計画」や「笛吹市教育大綱」、「笛吹市学校教育ビジョン」等とも整合性を図り、笛吹市の地域性に基づいた読書活動推進のための取組について明示しており、家庭や地域、笛吹市立図書館（以下「市立図書館」という。）、学校図書館、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、児童館、民間施設、民間団体、高等学校、その他関係機関等の連携・協力により、子どもの読書活動を推進します。

2 子どもの読書活動の現状と課題

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等、さまざまな情報メディアに囲まれて過ごしており、興味や関心が多様化し、生活習慣も変化しています。

学校においては、令和4年3月に報告された文部科学省の「子供の読書活動の推進等に関する調査分析報告書」概要版^{※3}によると、子どもの平均読書時間は、学校図書館における蔵書の整備・充実が子どもの読書に対して大きく寄与していることが示されました。

全国学校図書館協議会の「学校読書調査」によると、1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも「子供の読書活動推進に関する法律」が策定された平成13年調査よりも令和4年調査の方が多いいにも関わらず、不読率は学校段階が上がるにつれ高くなっています^{※4}。

一方、家庭においては、平成29年1月に実施された「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」によると、「家庭での蔵書数が多く、また、家族に本を買ってもらったり紹介してもらったりする児童・生徒のほうが本を読んでいる」、小学生では、「テレビ等を見る時間やゲームで遊ぶ時間が長いほど、読書時間が短い」、中学生・高校生では、「メール等をする時間が長いほど、読書時間が短い」、高校生では、「部活動等の時間や、塾等に行く時間が長い生徒も、読書時間が短い」という結果が報告されています。

一方、「マンガ・雑誌を読む時間や勉強・宿題をする時間が長い児童・生徒では読書時間も長く、これらの活動は、読書活動を阻害しているわけではない」ことが分かりました。

笛吹市における子どもの読書環境や実態は、令和5年に市立図書館が行ったアンケート(P20～29参照)から伺うことができます。

これによると、「家庭で週に1日以上本を読む(保護者が読んであげる)」環境にあるのは、図書館での調査では約97%、保育園での調査では約84%で、前回調査からそれぞれ約1ポイント、約4ポイント減少しました。家庭において、日常的に読書が習慣化するような取組を行うことが必要です。

小中学生の家庭の読書環境は、小学生は「家でよく読んでいる」「家で時々読んでいる」を合わせると約86%、中学生は約71%の子どもが「読んでいる」と回答しています。また、学校で本を読む機会は小中学生ともに「朝の活動時間」が最も多く、小学生は「図書館利用時間」、中学生は「休み時間」がそれに続きます。公共図書館の利用は、学校段階が上がる と減る傾向にあります。

※3 「子供の読書活動の推進等に関する調査研究(令和2年度学校図書館の現状に関する調査) 調分析報告書(概要版)」

※4 小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%

図書館の環境については、「整っている」または「ほぼ整っている」と回答しているのは、図書館での調査では約94%、保育所での調査では約82%でした。小中学生においては、小学生の約94%、中学生の約78%が学校図書館に読みたい本がある（「たくさんある」「まあまあある」）と答え、調べ学習においても小学生約96%、中学生約93%が学校図書館に本がある（「たくさんある」「まあまあある」）と答えており、読書環境が整えられている様子が伺えます。

市立図書館では子どもが本に出会う機会となるよう、図書館内だけでなく関係機関やボランティアと連携した様々なおはなし会や季節に応じた催しを行っています。今後は、これらの機会をきっかけとして、子どもが日常的、自発的な読書へ発展するような手立ても考える必要があります。

中学生、高校生に対しては、図書館を身近に感じてもらう機会としてインターンシップを受け入れています。ヤングアダルト^{※5}を対象とした図書の充実及び紹介方法を工夫する等、一層のPR活動が必要と考えます。

障がいのある子どもへの対応としては、大活字本や録音図書等を収集、提供するほか、関係機関と連携し出前おはなし会を行う等、読書機会を確保する必要があります。また、一部施設の段差解消等、施設面での配慮も必要となります。

子どもの読書活動を推進するためには、家庭において子どもに読書の楽しさを伝える大人の存在が重要です。読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作る必要があります。また、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣づけを図ったり、読書を通じて家族で感じたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すよう、子どもに働きかける必要があります。

笛吹市では、市立図書館、学校図書館にそれぞれ司書、学校司書が配置されています。また、図書館ボランティアの各グループが市立図書館と連携・協力し、おはなし会等の活動を定期的に行っています。

今後は、図書館職員やボランティアの知識、技術を高める研修を充実させるとともに、ボランティアの裾野を広げる取組として、養成講座の開催やボランティアを志す方を活動に結びつけるための情報提供が必要となります。

※5 大人になりつつある10代を表す用語。図書館においては、この年代(主に中高生)を対象とした、児童書と一般書の間位置する図書もヤングアダルト(YA)、もしくはヤングアダルト(YA)文学、ヤングアダルト(YA)図書などと呼んでいる。

第2章 第三次推進計画について

1 計画の位置付け

子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力となる想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操と思いやりの心を育てるために欠かせないものです。

笛吹市は、第二次笛吹市総合計画「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の中で『幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち』を基本目標の一つに定め、人生を彩る生涯学習推進の具体的な施策として、図書館利用環境の充実を掲げています。

「笛吹市教育大綱」(令和6年改訂)においても、『生きがいを持ち、学び続ける生涯学習の推進』の基本目標の中で、図書館の充実に取り組むこととしています。

また、「笛吹市学校教育ビジョン」(令和6年改訂)には、読書活動の充実と学校図書館の利活用の推進が、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを含む「確かな学力」を育成する手段のひとつと記されています。笛吹市は学校図書館や市立図書館に司書が配置され読書環境が充実していること、学校図書館が子どもの読書意欲向上や学習支援に積極的に活用されていることから、今後も学校における読書活動を継続して取り組むことの重要性を述べています。

2 計画の目的

子どもの頃に培った読書習慣は、その後の人生を彩る生涯学習の基盤となるものです。笛吹市では、次代を担う子どもが将来に夢を抱き、ころ豊かに健やかに成長することを目的として、子どもの読書活動を計画的に推進します。

3 計画の目標

笛吹市は、子どもの読書活動を推進するため、次の目標を掲げます。

- ① 子どもの読書活動の環境整備、充実に努めます
- ② 子どもの読書活動の普及、啓発に努めます
- ③ 子どもの読書活動を推進する人材の育成に努めます
- ④ 子どもの読書活動を推進する関係機関との協力、連携を図ります

4 計画の期間

第三次推進計画の期間は、令和6年度から概ね5年間とし、国や県の情勢の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

5 SDGs※1との関係

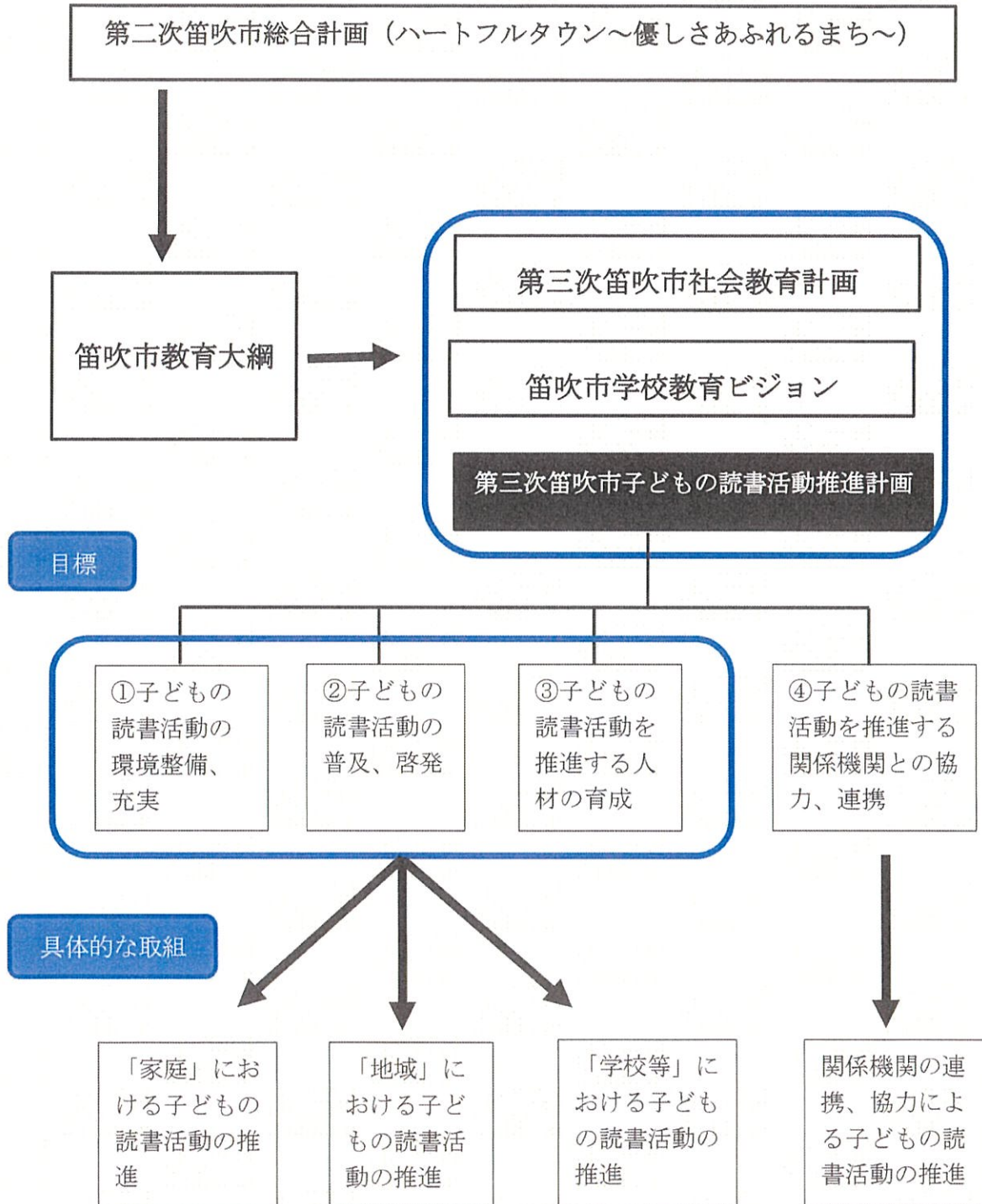
本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち」の実現に向け取り組むことが、SDGs達成に資するものであるという考えの下、「笛吹市SDGs推進方針」を定め取り組んでおり、各個別計画においてもSDGs要素の反映に努めることとしています。

本計画においても、持続可能なまちづくりに向け、SDGsの考え方を取り入れた上で策定しています。本計画と関連する主な目標は次のとおりです。



※1 SDGsとは、「Sustainable DevelopmentGoals」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通目標。SDGsは持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。

6 「第三次笛吹市子どもの読書活動推進計画」の体系



第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

子どもの読書活動の推進のためには、具体的な取組を、それぞれの立場から着実に進めていくことが重要です。「家庭」「地域」「学校等」で、「連携して」取り組むべき具体的な事項をまとめました。

1 「家庭」における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって一番リラックスできる安全、安心な場所であり、自由な姿勢で本を手にし、その本の世界に没頭できる貴重な空間です。時には、家族で話し合い、保護者が子どもと向き合い、本に集中する環境を創り出してあげることで、家庭における読書習慣が育まれます。

絵本の内容を理解できない時期の乳児でも、絵本を読んでもくれる声の温もりと心地よい音の響きやリズムを感じ取ることはできます。そして、大好きな家族に優しく何度も読んでもらうことで絵本が身近なものになっていきます。就学時前の読み聞かせは、小学校へ入学してからの一人読み、さらには学力向上へとつながるため大きな意味を持つものだと思います。

家庭における読書活動は、子どもの年齢に関わらず家族のふれ合いやコミュニケーションを深める機会でもあります。保護者は、読書習慣を子どもの頃から身につけることの重要性について十分に理解し、読書が生活の一部として継続的に行われるよう、自身も読書に親しみつつ、子どもの読書活動に積極的に関わっていくことが必要です。

笛吹市においても、家庭における読書環境が充実するよう、県の事業や各種団体と連携して子どもと保護者が読書に親しむ機会を提供し、家庭での子どもの読書活動について普及・啓発していきます。特に、「耳からの読書」ともいわれる読み聞かせは家庭で気軽に行える読書活動でもあることから、積極的に呼びかけていきます。また、県の事業の「家読(うちどく)推進運動^{※1)}」とも絡めながら、保護者が義務としてではなく自身の楽しみとしても子どもの読書と向き合えるように、家庭における取組を推進します。

※1 山梨県教育委員会「しなやかな心の育成プロジェクト」の一環。

毎月第1日曜日を「家庭の日」、第3日曜日を「青少年を育む日」として提唱するとともに、『家読100選』の情報発信を行い、年代に応じた推薦図書を紹介している。

＜具体的な取組＞

- ① 市立図書館は、読み聞かせにおすすめの本を提供する等、選書のアドバイスをを行います。
- ② 市立図書館は、生活の中に家族で一緒に本を楽しむ時間「家読(うちどく)^{※2}」の取組を推進します。
- ③ 市立図書館は、資料検索や予約、レファレンス^{※3}などの図書館サービスを活用してもらえるよう、利用方法について周知を行います。
- ④ 市立図書館は、講演会や研修会、おはなし会など、子どもたちが本に親しみを持てるようなイベントを積極的に行います。
- ⑤ 市立図書館は、お気に入りの本や読書の記録が残せるよう、希望者に「読書通帳^{※4}」を配布します。
- ⑥ 市立図書館は、家庭での読書活動のスタートとなるよう乳児への絵本プレゼントを行います。
- ⑦ 市立図書館は、保護者に向けて図書館利用案内や絵本の紹介、年代別推薦図書リストの配布、読み聞かせの意義等の説明を行います。
- ⑧ 市立図書館は、子ども自身が本を選ぶ手がかりとなるよう、貸出図書ランキングの掲示等、読書に関心を持ってもらえるように工夫して情報提供を行います。

※2 「読み聞かせをする」「家族みんなで好きな本を読み、読んだ本について話す」「お互いに本を薦め合う」等、家族で読書の楽しさを共有することをねらいとする活動

※3 参考、参照の意

利用者の調べ物の相談に応じて、必要とされる情報や資料を検索、提供、又は回答することをレファレンスサービスという。調べ物のお手伝い。

※4 市立図書館では読書を「心の貯金」ととらえ、お気に入りの本の書名や感想、貸出履歴等を書き込み、読書の記録として残せる「読書通帳」を作成し、希望者に各館で配布している。

2 「地域」における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、いつでもどこでも、子どもが身近な地域で本と親しむことができるように、地域の環境を整備していく必要があります。

特に、公共図書館は、子どもが学校以外で多くの本と出会える場所であり、自分で自由に選び、読書の楽しみや知識、情報を得ることのできる学びの場でもあります。そのため、公共図書館では、年齢や目的に応じた図書等の資料選定ができるように、司書が子どもの本に対する専門性をより高めることが求められます。

また、子どもを持つ親が多く参加する行事や場所において、ブックスタート^{※5}や読み聞かせ等を企画する等、読書習慣を身につけさせるような活動を講じるとともに、図書館のバリアフリー^{※6}化を進める必要があります。

笛吹市では、石和図書館を中央館とする市立図書館が地域における読書活動推進の「核」となり、子どもや保護者により一層読書に親しんでいただけるよう、今後も活動に努めます。

<具体的な取組>

- ① 市立図書館は、児童図書の充実に努めるとともに、県立図書館等他の公共図書館との間の相互貸借制度の活用により、利用者のニーズに応じていきます。
- ② 市立図書館は、子どもの発達段階に応じた選書に努め、紹介図書リストを作成する等、子どもの読書意欲を高める取り組みを行います。

※5 1992年に英国で始まった、絵本を介して赤ちゃん和家人のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする活動。

日本では、健診時等に絵本のほか、絵本のリストや子育てに関する資料などを入れたブックスタートパックを配布する活動が、市区町村の事業として広まっている。

※6 障がい者用トイレ、出入り口等のスロープ、障がい者用駐車場などの施設面での配慮や、車いす、拡大読書器、点字プリンター等の設備的な配慮など。また、さまざまなハンディキャップをもった人への配慮、サービスも含まれる。

図書館の資料としては、大活字本、点字図書、絵を隆起印刷で表したり布で作ったりしたさわる絵本、朗読CDのほか、読み書き障がいや言語への理解が十分でない人に向けたLLブック（やさしくよめる図書）等がある。

- ③ 市立図書館は、中高校生の利用を促すため、ヤングアダルトを対象とした図書の整備に努めます。また、中高校生を対象としたコーナーや展示を充実するとともに、ブックトーク^{※7}や朗読指導を推進します。
- ④ 市立図書館は、乳児連れでも気軽に図書館を利用できるよう、授乳やオムツ交換のためのスペース、カート等の整備に努めます。
- ⑤ 市立図書館は、子どもたちの身近に本がある環境を支えるため、児童館、学童保育へ定期的に本の団体貸出を行います。
- ⑥ 市立図書館は、おはなし会や講演会等の子どもと保護者が読書に関心を持つようなイベントを開催します。また、図書館内だけでなく、児童館や学童保育、福祉施設、親子が集う会場等においても、出前おはなし会や読み聞かせなどの機会を設けます。
- ⑦ 市立図書館は、障がいのある子どもが利用しやすい読書環境を整備し、大活字本や点字図書、録音図書等を充実することで、バリアフリー化を進めます。また、多様な子どもたちに対し、やさしい日本語による利用案内や読書機会の提供など環境整備に努めます。
- ⑧ 市立図書館は、図書館に対する関心を高めてもらえるように、図書館見学やインターンシップを受け入れます。
- ⑨ 市立図書館は、図書館ネットワークやインターネットサービスを活用し、利用者の利便性の向上を推進するとともに、広報紙や図書館ホームページ、チラシ等を活用し、読書活動の啓発に努めます。
- ⑩ 市立図書館に司書を配置するとともに、子どもの読書に関する知識や技術をより高めるため、図書館職員に対して資質向上のための研修の機会を設けます。

※7 本の面白さを伝えることを目的とした活動。あるテーマに沿って、数冊の本の内容を順序だてて簡潔に紹介する。

3 「学校等」における子どもの読書活動の推進

保育所(園)や幼稚園では、乳幼児がリラックスして絵本や物語に親しむことができるよう、家庭のリビングのようなスペースの確保に努める必要があります。

学校においては、学校教育活動を通じて、子どもが生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成するため、自由に読書を楽しみ、幅を広げていくことができるように環境を整備し、適切な支援を行う必要があります。特に、学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、個別の読書指導を行える場としての機能も備えています。子どもが、日々の成長とともに、質の高い図書を選ぶことができるように、知的好奇心を刺激し、さまざまな興味、関心に応えられるような、魅力的な資料を整備、充実させていく必要があります。

また、読書習慣を定着させるためには、文字が読めるようになった子どもに対しても、保育士、教職員等が引き続き読み聞かせを行ったり、個々の興味関心や発達段階に応じた本を紹介したりする等して、子どもの読書活動に寄り添うことが大切です。

<具体的な取組>

- ① 市立保育所は、保育士や保護者、ボランティア等を活用した読み聞かせの機会を設ける等、子どもが絵本に親しめる環境の整備に努めます。また、子どもの読書活動が推進されるよう、市立図書館のサービス活用などを働きかけます。
- ② 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校(以下、「学校等」という。)は、保護者が集まる機会やお便りを通じて、子どもの読書活動についての理解が深まるよう啓発に努めます。
- ③ 学校は、読書習慣形成のため読書の機会を確保するとともに、多くの本を読んで読書の幅を広げる取組や、内容に共感したり将来を考えたりする読書、知的興味を広げる読書等、発達段階に応じた読書指導を行います。また、教職員や保護者、ボランティア等を活用した読み聞かせの機会を設けたり、友人同士で本を薦めあう等、読書への関心を高める取組を行います。
- ④ 学校図書館は、市立図書館、県立図書館等の団体貸出や相互貸借を活用し、資料の充実を図ります。
- ⑤ 学校図書館は、教育課程の展開と子どもの成長に寄与する資料の選定に努めます。また、市立図書館との図書館ネットワークを活用し、授業等で必要な資料の迅速な収集に努めます。
- ⑥ 学校図書館は、学習内容や季節に合わせた図書の紹介(展示、図書だより等)を工夫し、本に対する子どもの関心を高めます。

- ⑦ 学校図書館は、図書だより等を通じて、家庭での読書活動が推進されるよう働きかけます。
- ⑧ 学校は、学校司書の配置及び司書教諭や学校司書の専門性向上のための研修に努めます。
- ⑨ 学校等は、子どもたちの身近に本がある環境を整えるため、市立図書館と連携して成長にあった絵本、紙芝居、児童書等を提供します。
- ⑩ 学校等は、子どもの読書機会の充実を図るため、市立図書館と連携して出前おはなし会や出前講座、朝読書等を行います。

4 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動は、図書や施設の充実だけでなく、子どもに本を手渡し読書の楽しさを伝えるために、さまざまな立場からの働きかけが必要です。

市立図書館、学校等、子育て支援センター、その他子どもの成長に関わる関係機関やボランティアなどが相互に連携し、子どもの読書活動を推進します。

<具体的な取組>

- ① 市立図書館、学校図書館、県立図書館等公共図書館の連携、協力を推進します。
- ② 市立図書館と学校等は、互いに連携し、子どもの身近に本がある環境整備と読書の機会の確保、充実に努めます。
- ③ 市立図書館や学校等は、子どもの読書に関わるボランティアの協力を得て、子どもの読書機会の充実に努めます。
- ④ 市立図書館や学校等及び関係機関は、互いに連携して保護者への読書活動の啓発を行い、家庭において子どもの読書活動に取り組んでもらえるよう働きかけていきます。
- ⑤ 市立図書館や学校等は、県教育委員会や子ども読書支援センターの機能を有する県立図書館の講座や研修を活用し、職員の資質向上に努めます。
- ⑥ 市立図書館は、子どもや保護者が読書に関心を持てるように、児童館及び学校等において、関係機関と連携、協力しておはなし会等を開催します。
- ⑦ 市立図書館は、地域での読書活動を支えるボランティアの活躍や発表の場の提供に努めます。
- ⑧ 市立図書館は、学校等で読み聞かせを行うボランティアに対して、選書のアドバイスを適宜行います。
- ⑨ 市立図書館は、地域での読書活動を支えるボランティアの育成と資質向上のため、養成講座等を開催したり県立図書館の講座等を紹介したりします。また、ボランティア同士が交流できるよう情報の提供に努めます。

参 考 資 料

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 2 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 3 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- 4 「笛吹市 子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察
- 5 「笛吹市 学校における子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計

画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成21年12月3日
教育委員会訓令第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、笛吹市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するに当たり、笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は、会長の指名による。

3 会長は策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

2 策定委員会は、設置目的が達成されたと認められたときをもって解散するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月25日教委訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年8月17日教委訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

教育部長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、市立小中学校長代表、市立小中学校図書館主任代表、市立小中学校司書代表、図書館協議会代表、子育て支援課長、保育課長

3 笛吹市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(順不同)

氏 名	職 (所 属)	備 考
長野 篤雄	市立小中学校長代表	会長
中村 拡	図書館協議会代表	
小岱 玲花	市立小中学校図書館主任代表	
安永 松美	市立小中学校司書代表	
太田 孝生	教育部長	副会長
手塚 克己	教育総務課長	
久保田 雄	学校教育課長	
荻原 昭	生涯学習課長	
田中 暁子	子育て支援課長	
薬袋 美穂	保育課長	
吉岡 浩	図書館長	

4 「笛吹市 子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察

目的 笛吹市内の家庭、地域における子どもの読書活動と読書環境の実態を把握するためのアンケートです。

調査対象 図書館 5 館（図書館来館の乳幼児保護者 147 名）、
保育所（園）7 箇所（保護者 396 名）

調査時期 令和 5 年 6 月

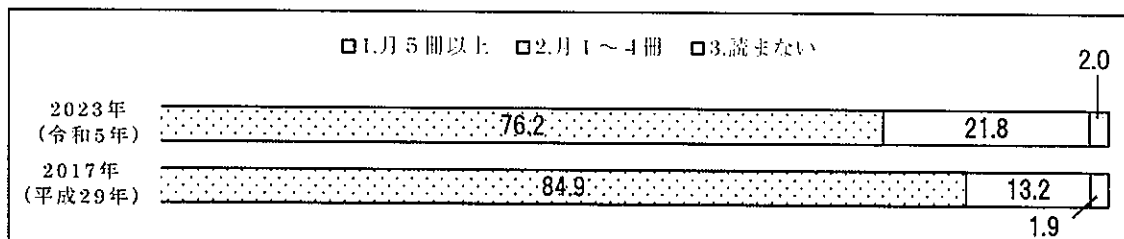
調査方法 選択回答式

設問と回答数（単位：％）及び結果からの分析

比較対象：前回調査 平成 29 年 6 月

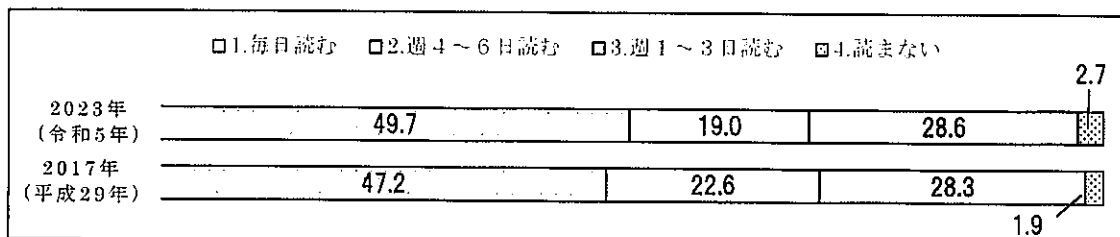
「図書館」

①あなたのお子さんは、月に何冊くらい本を読みますか。または、月に何冊くらい本を読んであげますか。



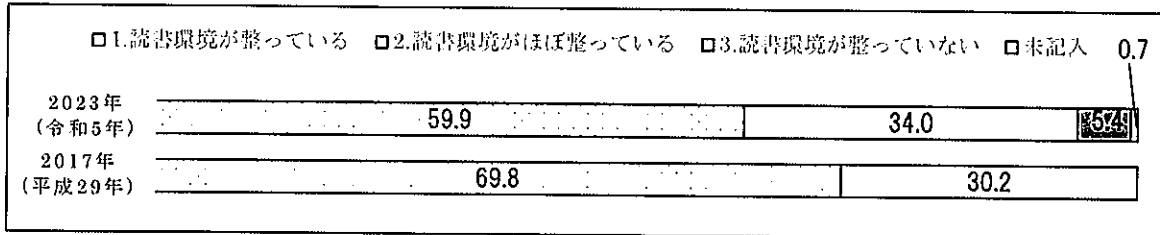
「月 5 冊以上」と回答した割合は全体の約 76%となっており、前回調査よりも約 9 ポイント減少しています。しかし、「月 5 冊以上」「月 1 ~ 4 冊」の回答を合わせると 98%となり、高い水準を保っています。

②あなたのお子さんは、週に何日くらい本を読みますか。または、週に何日くらい本を読んであげますか。



前回調査より「読まない」と回答した割合は約1ポイント増加となりましたが、「毎日読む」の割合は、約3ポイント増加し、全体の約半数となっています。「毎日読む」「週4～6日読む」「週1～3日読む」の回答を合わせると約97%となり、多くの子どもが本に親しむ機会を得ており、家庭での読書が習慣付けられているのが伺えます。

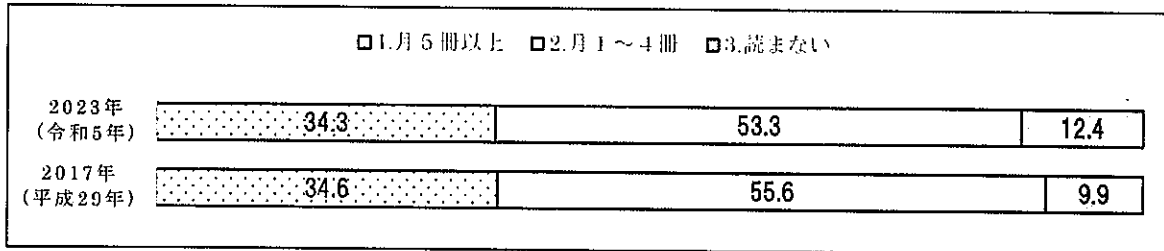
③子どもの読書環境（図書館）について、どのように考えていますか。



「整っていない」「未記入」の回答を合わせると約6%となっており、コロナ禍で市立図書館の利用を控えたことが考えられます。しかし、「整っている」「ほぼ整っている」は全体の約94%と高い水準を保っています。今後も利用者の声を参考に読書環境の整備を進めていきます。

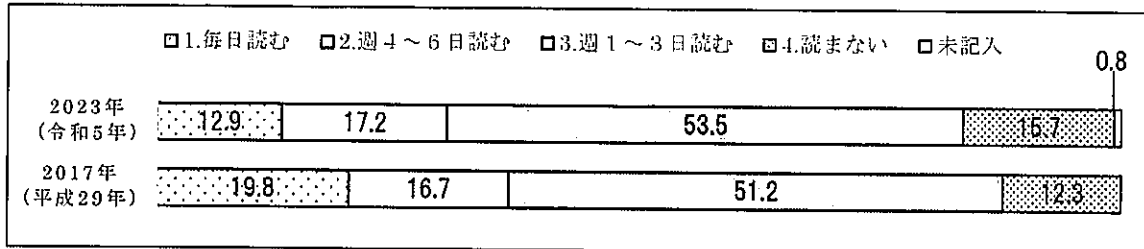
「保育所」

①あなたのお子さんは、月に何冊くらい本を読みますか。または、月に何冊くらい本を読んであげますか。



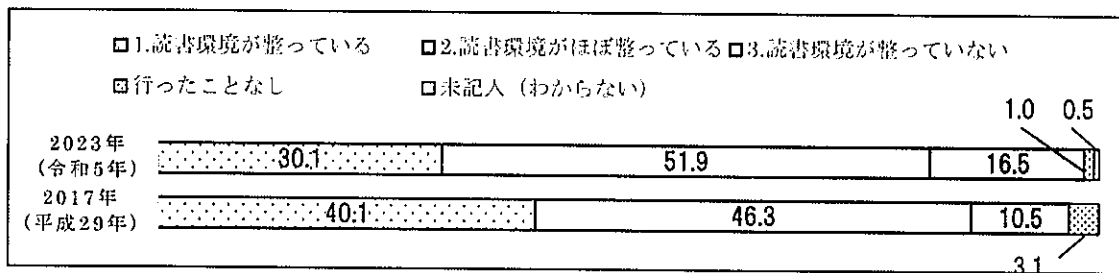
本を「読まない」と回答した割合が約12%おり、前回の調査よりも約3ポイント増加しています。しかし、「月5冊以上」「月1～4冊」の回答を合わせると約87%の子どもが本に親しんでいます。

②あなたのお子さんは、週に何日くらい本を読みますか。または、週に何日くらい本を読んであげますか。



「毎日読む」「週4～6日読む」「週1～3日読む」の回答を合わせると約83%となり、前回調査よりも約4ポイント減少しましたが、家庭での読書の習慣付けができていると考えます。しかし、「読まない」「未記入」が約17%と前回調査より4ポイント増加しており、読書習慣のない家庭への働きかけが必要です。

③子どもの読書環境（図書館）について、どのように考えていますか。



「整っている」「ほぼ整っている」の回答を合わせると82%となり、前回調査よりも約4ポイント減少しました。「整っていない」「行ったことなし」「未記入(わからない)」が18%あったことから、より一層の環境整備と、市立図書館に足を運んでもらえるよう広報を積極的に行う必要があります。

5 「笛吹市 学校における子どもの読書活動」アンケート調査結果・考察

目的 笛吹市内の小中学校における子どもの読書活動と読書環境の実態を把握するためのアンケートです。

調査対象 市内各地区から小学校7校2・4・6年生（927名）、中学校5校2・3年生（923名）を抽出。

調査時期 令和5年5月

調査方法 選択回答式

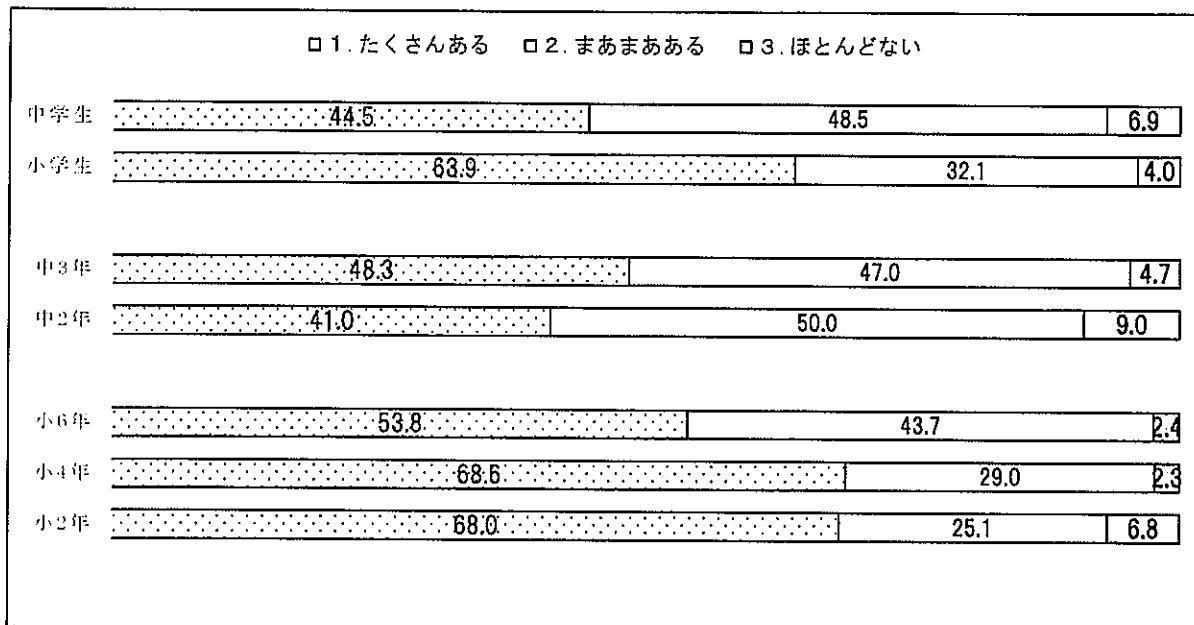
設問と回答数（単位：％）及び結果からの分析

① 学校の図書館に読みたい本がたくさんありますか。

	□1.たくさんある	□2.まあまあある	□3.ほとんどない
中学生	20.3	57.6	22.1
小学生	57.8	36.6	5.6
中3年	19.5	58.8	21.7
中2年	21.0	56.5	22.5
小6年	35.7	55.2	9.1
小4年	59.7	35.6	4.6
小2年	74.9	21.6	3.6

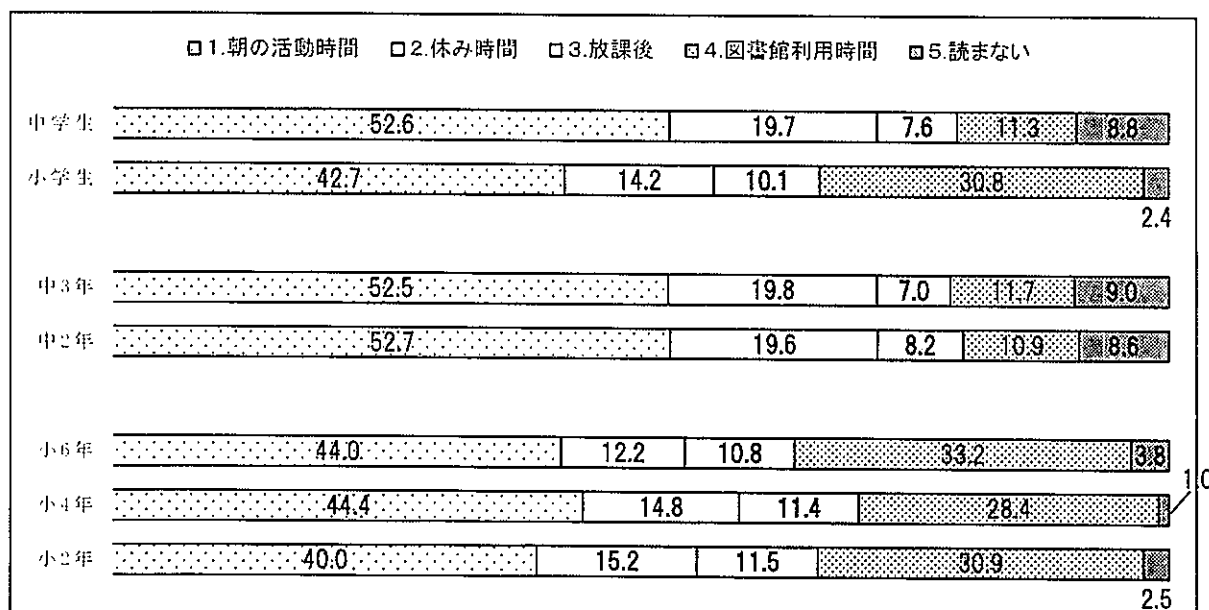
小学生は「たくさんある」、中学生は「まあまあある」が最も多い回答でした。「たくさんある」「まあまあある」を合わせると、小学生は約94%、中学生は約78%の子どもが「ある」と回答しており、読みたい本が身近にあると感じていることが伺えます。しかし、中学生になると「ほとんどない」の回答が増えており、魅力ある蔵書の構成が望まれます。

② 学校の図書館で調べ学習した時、たくさん本がありましたか。



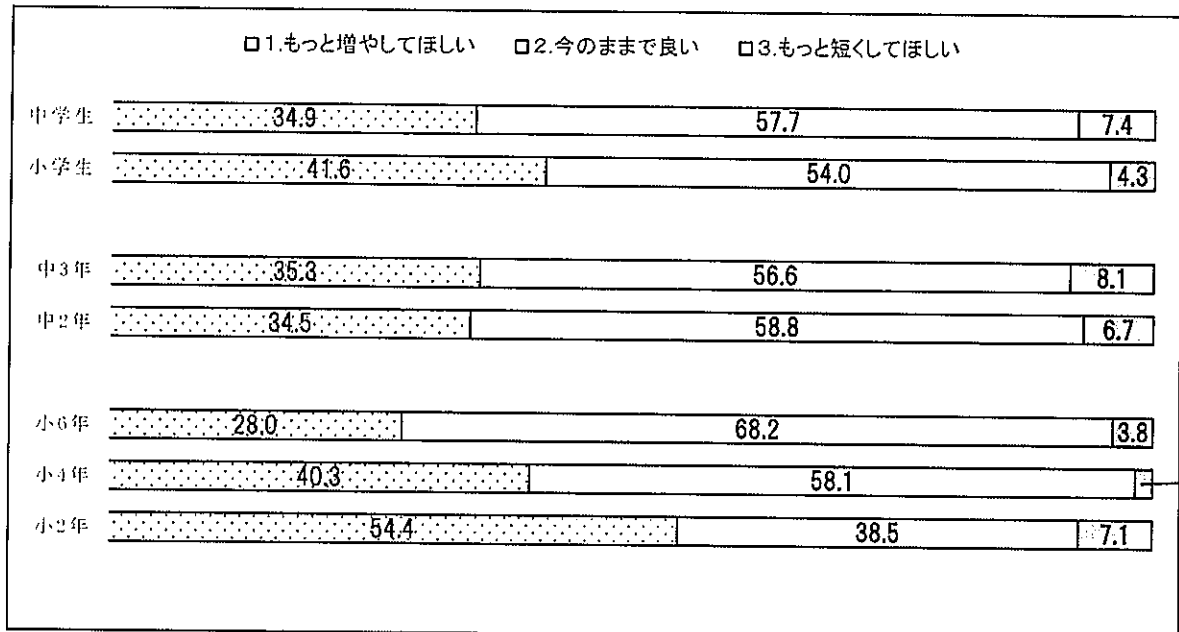
小学生は「たくさんある」、中学生は「まあまあある」が最も多い回答でした。「たくさんある」「まあまあある」を合わせると、小学生は96%、中学生は93%の子どもが「ある」と回答しており、学校図書館の整備が進んでいると考えられます。

③ 学校で本を読む時間は、いつですか。



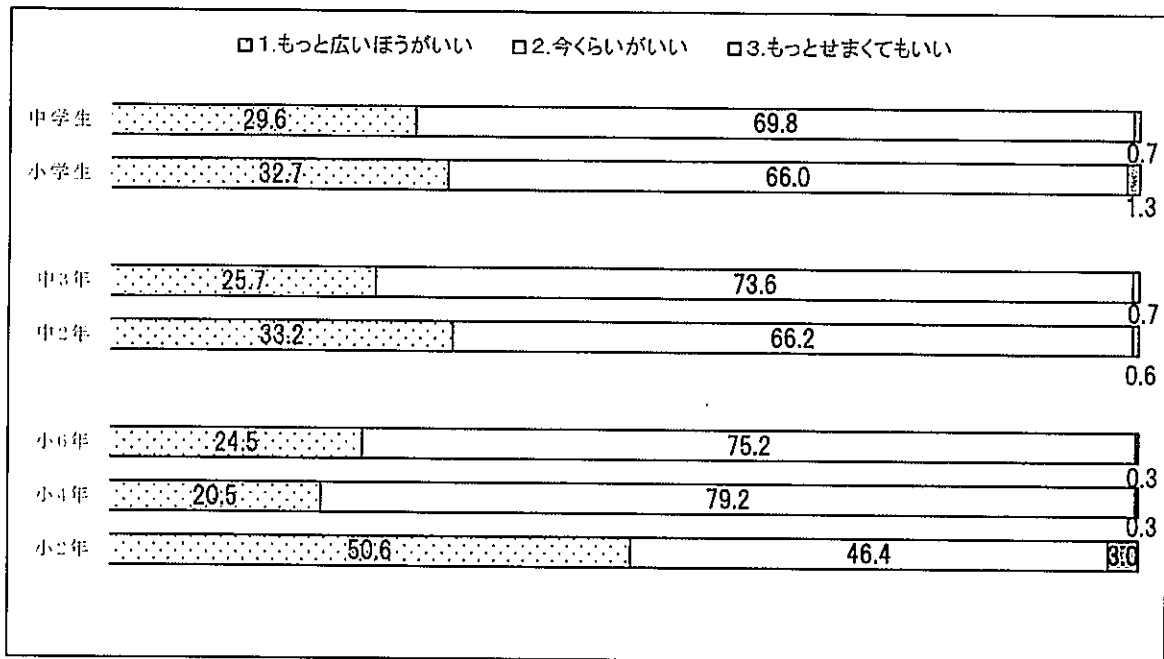
小学生、中学生ともに「朝の活動時間」が最も多い回答で、小学生は約43%、中学生は約53%でした。小学生は「図書館利用時間」、中学生は「休み時間」が次に多い回答で、学校生活の中に読書が組み込まれている様子が伺えます。一方で、中学生になると「読まない」という回答も増えており、これらの子どもへの働きかけが必要です。

④ 学校で本を読む時間の長さをどう思いますか。



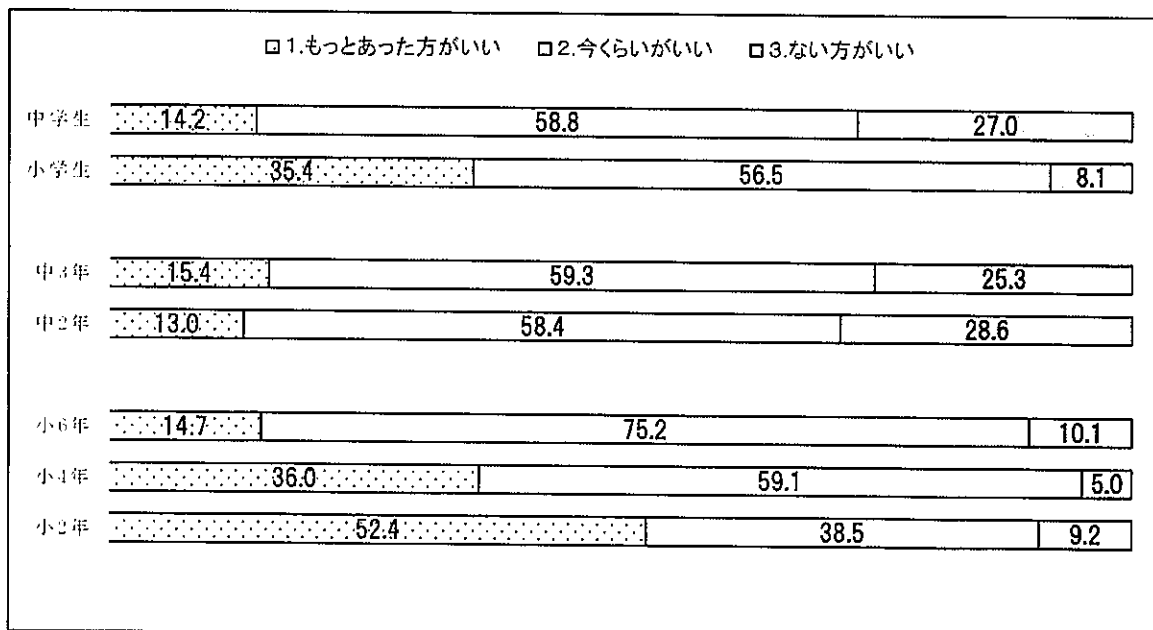
「今のままで良い」と回答した人が最も多く、小学生は約54%、中学生は約58%でした。もっと増やしてほしいとの回答も多く、子どもたちの読書意欲の高さが伺えます。

⑤図書館の広さをどう思いますか(授業以外で使う時)。



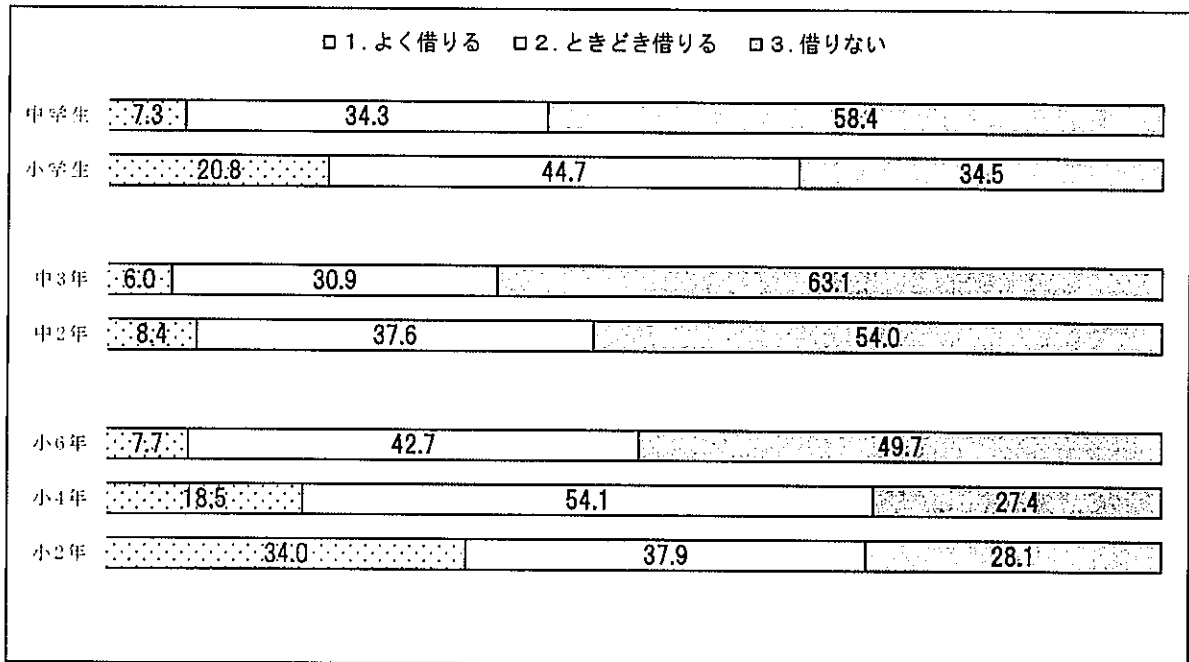
小学生、中学生ともに「今くらいがいい」が最も多い回答でした。「もっと広いほうがいい」という回答も多いです。工夫をして、より使いやすい学校図書館を目指していく必要があります。

⑥読み聞かせをしてもらってどう思いますか。



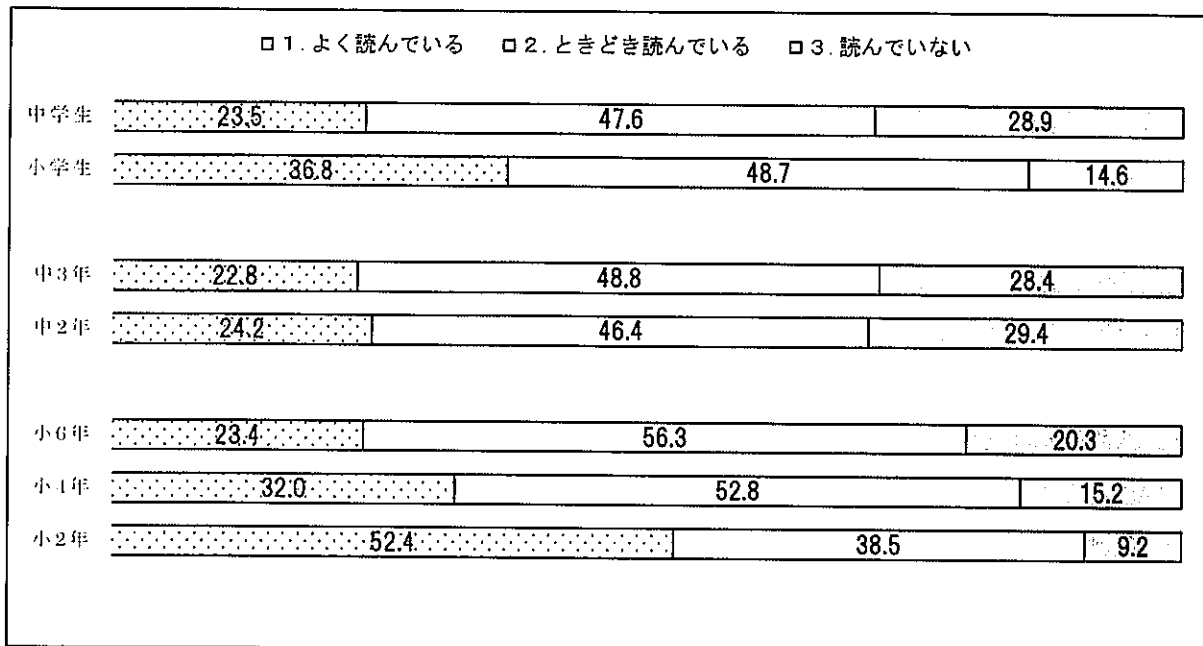
小学生、中学生ともに「今くらいがいい」が最も多い回答でした。読み聞かせは読書の楽しさを共有したり、自分では手にしない本と出会う機会でもありますが、発達段階を考慮した対応が必要です。

⑦学校の図書館以外で、本を借りることがありますか。



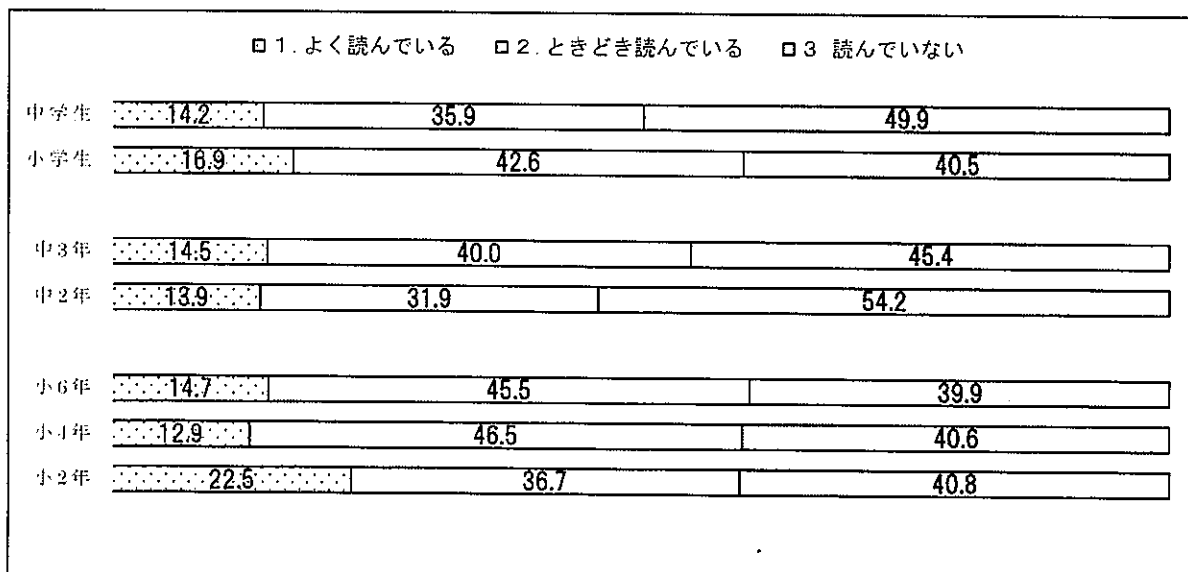
小学生は「よく借りる」「ときどき借りる」を合わせると、約66%の子どもが学校の図書館以外で本を借りています。一方、中学生になると「借りない」との回答が約58%と最も多くなっています。地域の身近な場所として市立図書館を利用してもらえるような取組が必要です。

⑧家で本を読みますか。



小学生は、「よく読んでいる」の回答が多く、「よく読んでいる」「ときどき読んでいる」を合わせると約 86%が「読んでいる」と回答しており、読書習慣が定着しつつある様子が伺えます。しかし、小学生に対して中学生では「読んでいる」という回答が減少傾向にあるため、今後も家庭での読書が継続されるよう、取り組んでいく必要があります。

⑨お父さんやお母さんは、本を読んでいますか。



「よく読んでいる」「ときどき読んでいる」を合わせると、小学生では約 60%、中学生では約 50%の家庭で生活の中に読書習慣があることが伺えます。しかし、「読んでいない」という回答が最も多いことは注目すべき点です。学校や市立図書館が連携し、保護者に向けて家族で一緒に本を読むことや「家読(うちどく)」等を推進する活動を続けていく必要があります。